

高砂市小規模森林整備事業支援対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市森林整備計画の基本方針に基づき、森林の持つ公益的機能の重要性を鑑み、住民が安心して生活できる森づくりを目指すとともに、市民がより森林に親しむことができる森づくりを推進するため、森林整備事業を行う団体に対し、予算の範囲内で高砂市小規模森林整備事業支援対策補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象地域に森林が存在する土地を所有し、占有し、又は管理する自治会等の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 土地所有者等の同意を得ていること。
- (2) 本補助金以外の補助金の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
- (3) 団体の構成員の過半数が、本市に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 団体の規約等を有し、代表者及び経理について定められていること。

(交付申請)

第3条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助金使用使途明細書
- (3) 見積書の写し
- (4) 位置図（整備範囲のわかるもの）
- (5) 整備前の写真
- (6) 団体構成員一覧表、規約等
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第4条 補助対象者は、当該補助対象事業等が完了したときは、事業を終了した日から起算して60日以内又は事業実施年度の3月20日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

実績の報告時の提出書類

- (1) 実績報告書(様式第2号)
- (2) 補助金使用用途報告書
- (3) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- (4) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書等の写し
- (5) 整備後の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域で行う森林の公益的機能の水準の維持・向上を図るための森林施業(危険木の伐採、撤去又は処分を除く。)等に要する別紙に定める経費とする。ただし、市長が特に必要と認める森林整備事業については、補助対象経費とする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は、森林施業地1㎡当たり100円とし、30万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は一箇所につき、3年間までとする。この場合において、2年目の交付額は1年目の交付額に10分の6を乗じた額とし、3年目の交付額は1年目の交付額に10分の4を乗じた額を限度とする。
- 3 前2項の場合において、交付額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 8月 1日から施行する。

別紙（第3条関係）

地域で行う森林の公益的機能の水準の維持・向上を図るための森林施業（危険木の伐採、撤去又は処分を除く。）等に要する経費について

- ・植栽（植林）、下草刈り、除伐、間伐、伐採等に要する経費

補助対象経費等

費目	内容等
委託費	植栽（植林）、下草刈り、除伐、間伐、伐採等の委託費等
使用料	チェーンソー、草刈機等作業用機械のリース費
消耗品費	チェーンソーや草刈り機の替刃、軍手、安全靴、燃料費、活動日の傷害保険料、花・樹木等のための土・肥料等
備品費	草払い機、チェーンソー等購入費
日当	作業従事者の日当（目安時間単価 900 円×時間）
補助対象外	食糧費、旅費